

大きく変わる札幌を新天地に。



札幌市

IT・コンテンツ・バイオ “研究・開発・制作”拠点開設向け補助金

札幌市内に、**情報通信技術・デジタル技術・バイオ技術**を

活用した製品の**研究・開発・制作**を行う事業所、

半導体及びこれに関連する電子部品等の**設計・研究・開発**を行う事業所を

新設・増設する企業に対する補助制度です。

「**ゼロカーボン推進ビル**」に入居する場合、**補助率UP!**

賃料補助 最大 **100%** × **2**年間

実質、**2**年間**賃料無料**となる可能性も!

新設

賃料 **最大**

1 億円 補助

増設

賃料 **最大**

2,400万円 補助

データセンター
利用加算

サーバーの使用料
及びそれに付随する
サービス料等

最大

300 万円 加算

〈 対 象 〉

情報通信技術・デジタル技術・バイオ技術を活用して、製品の研究・開発・制作を行う事業
半導体及びこれに関連する電子部品等の設計・研究・開発を行う事業

対象事業の例

IT・コンテンツ

ソフトウェア開発、情報システム開発、組込みソフトウェア作成、ゲームソフトウェア作成、ウェブコンテンツ制作、デジタルコンテンツ制作

バイオ

農水産資源・微生物を用いた機能性食品・化粧品開発、バイオ医薬品・医療材料開発、医療診断技術の研究開発、研究用試薬の開発、安全・薬理等受託試験、遺伝子・たんぱく質の研究開発・解析サービス

半導体

半導体素子、集積回路等の電子部品の設計・研究・開発

〈 制度概要 〉

区分	補助要件	補助内容	限度額
新設	指定分野※2 対象事業を行う事業所の新設で、新規雇用または札幌圏に転入した正社員※1、 3人以上 (指定施設※4の場合は 1人以上)	年間賃料※7× 1/2 ゼロカーボン推進ビル※6・指定施設※4 年間賃料※7× 10/10	2,500万円 × 2年間 ゼロカーボン推進ビル※6・指定施設※4 5,000万円 × 2年間
	上記以外 対象事業を行う事業所の新設で、新規雇用または札幌圏に転入した正社員※1、 5人以上 (転入した正社員に高度人材※3を含む場合は 3人以上) (指定施設※4の場合は 1人以上)	年間賃料※7× 1/3 ゼロカーボン推進ビル※6・指定施設※4 年間賃料※7× 1/2	1,200万円 × 2年間 ゼロカーボン推進ビル※6・指定施設※4 2,500万円 × 2年間
増設	対象事業を行う事業所の増床を伴い、新規雇用または札幌圏に転入した正社員※1が2年間で 10人以上 増加 (指定分野※2での増設の場合は 6人以上) (指定施設※4内での増設の場合は 2人以上)	増床分の 年間賃料※7× 1/3	2,400万円 (2年間分)
産業団地 移転	指定分野※2 産業団地※5への市内移転・増設で、新規雇用または札幌圏に転入した正社員 1人以上 増加	年間賃料※7× 10/10	1億円 (2年間分)
		年間賃料※7× 1/2	5,000万円 (2年間分)



	加算要件	加算内容	限度額
データセンター 利用加算	北海道内のデータセンターを 新規で利用開始	サーバーの使用料及び それに付随するサービス料等の 1/2	300万円

- ※1 正社員：対象事業所で専ら対象の事業に従事している、以下の要件をすべて満たす方
- 札幌圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)に居住し、住民登録を有すること
(在宅で対象の事業に従事する方を含む)
 - 雇用期間の定めのない雇用契約を結んでいること
 - 雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること
- ※2 指定分野：「AI・ロボティクス・自動運転制御に係る研究・新規開発」、「ブロックチェーン・バイオ技術を活用した製品の研究・新規開発・製作」、「半導体及びこれに関連する電子部品等の設計・研究・開発」
- ※3 高度人材：豊富な実務経験を有し、本市の産業の高度化及び経済の活性化に資すると特に市長が認める人材
- ※4 指定施設：札幌市エレクトロニクスセンター、札幌市産業振興センター
- ※5 産業団地：札幌テクノパーク(札幌市エレクトロニクスセンターを含む)、札幌ハイテクヒル真栄、札幌アートヴィレッジ
- ※6 ゼロカーボン推進ビル：「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進要綱」に基づく協議を行ったもので、札幌市が定める要件に適合するビル
- ※7 賃料：対象事業所に係る賃料及び共益費(消費税を除く)

その他の要件

- 当該企業等、または当該企業の発行済み株式の2分の1以上を保有する企業等が引き続き1年以上操業していること
- 事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議(相談)すること
- 事業所の賃貸借契約締結日から起算して30日以内に申請すること
- 事業開始日の属する年度から起算して6年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること

お問い合わせ先

札幌市経済観光局 立地促進係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市 東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階
TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

Email : business@city.sapporo.jp (共通)

